

# 被扶養者・任意継続組合員の方の 健康診断

～特定健康診査を受診しましょう～

平成29年度中に40歳以上75歳未満に達する被扶養者・任意継続組合員およびその被扶養者の方は下表のいずれかの方法で健康診断(特定健康診査)が受診できます。

	住民健診	医療機関	人間ドック(共済組合の保健事業)
受診場所	居住地の市町村役場が指定する場所	集合契約医療機関 (当組合ホームページ参照)	人間ドック契約健診機関 〔いばらき共済平成29年3月号 または 当組合ホームページ参照〕
持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査受診券</li> <li>被扶養者証*</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査受診券</li> <li>被扶養者証*</li> <li>昨年度の健診結果表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用承認書</li> <li>被扶養者証*</li> </ul>
自己負担	無料	無料	健診料金から共済組合の助成金を控除した額 (健診機関ごとに異なります。)
その他	健診日は、居住地の市町村役場へ確認してください。	予約時に特定健診が実施できるかを確認してください。	人間ドック利用申請書に特定健康診査受診券を添付のうえ共済組合に申請してください。

\*任意継続組合員とその被扶養者の方は任意継続組合員証または任意継続組合員被扶養者証となります。

## ◆「特定健康診査受診券」の交付について

特定健康診査を受診するときは、「特定健康診査受診券」が必要となりますので、5月下旬に次の方法で交付します。



### ● 交付方法

- **被扶養者の方**……………共済事務担当課から、組合員の方をとおして交付します。組合員の方は、必ず被扶養者の方にお渡しください。
- **任意継続組合員およびその被扶養者の方**…ご自宅へ直接送付します。

※4月1日時点の認定状況により交付します。

※「受診券」の交付前に住民健診を受けるときは、被扶養者証のみで受診してください。



### ● 4月2日以降に被扶養者に認定された方の受診券の申請方法

4月2日以降に被扶養者として認定された方で受診を希望する場合は、「特定健康診査受診券交付申請書」(当組合ホームページの申請書類一覧に掲載しています。)により当組合へ申請してください。

- **被扶養者の方**……………組合員が共済事務担当課をとおして申請してください。
- **任意継続組合員およびその被扶養者の方**…直接当組合へ申請してください。